

特定非営利活動法人 ふるさとづくり定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ふるさとづくりと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県利根郡片品村に置く。

(目的)

第3条 この法人は、過疎化地域に対して、空家の再生有効活用、環境保全に関する事業を行い、過疎化地域の活性化、人と自然が調和する持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 里山、河川の環境保全事業
 - ② 空家の再生事業
 - ③ その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 贊助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもつて本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、総会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、当該役員を解

任することができる。この場合、総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えるなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

- 第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。
- 2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があつた場合は、この限りではない。
- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(社員の表決権等)

- 第29条 各正会員の表決権は、平等とする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号、第52条及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条、第37条第2項、及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(財産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第 54 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページ又は内閣府 N P O 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 9 章 雜則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 入会金 0 円、年会費 3 0 0 0 円
 - (2) 賛助会員 入会金 1 0 0 0 円、年会費 3 0 0 0 円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から令和 9 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、設立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

別 表

役職名	氏 名	備 考
理事	飯塚 稔	理事長
〃	池田 祥則	副理事長
〃	渡邊 博之	

監事	塩野谷 智紀	
----	--------	--

(様式例 2)

役 員 名 簿

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 ふるさとづくり

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備 考
理事	飯塚 稔		有	理事長
理事	池田 祥則		無	副理事長
理事	渡邊 博之		無	
監事	塩野谷 智紀		無	

(備考)

- 1 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」欄には、群馬県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面により証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」欄には、各役員について、報酬を受ける者には「有」、受けない者は「無」を記載する。
- 4 「備考」欄には、理事長、副理事長等を記載する。

設立趣旨書

1 設立の趣旨

空家や耕作放棄地の再生事業、里山や河川などの環境保全活動を通じて、人と自然が調和する持続可能な社会の実現に寄与することを目的とします。

近年、都市部に暮らす子どもたちは自然と触れ合う機会が減少し、自然体験を通じた健全な成長の機会が失われつつあります。一方、地方の過疎化地域では、豊かな自然環境や地域資源が活用されず、地域の活力が低下しています。

私たちは、都市部の子どもたちに自然体験を提供するとともに、過疎化地域の資源を活かした体験事業を展開することで、体験格差の解消と空家の有効活用、地域の活性化を図ります。

さらに、これらの活動を広く発信するためのポータルサイトの運営も行い、地域と都市をつなぐ新たな価値創造を目指します。

本法人は、都市と地方の架け橋となり、子どもたちの健やかな成長と地域の持続的な発展を支える仕組みづくりを目指します。今後は、自治体・教育機関・地域住民・企業と連携し、多方面での展開を視野に入れた活動を進めてまいります。

2 設立申請に至るまでの経過

2022年：片品村との出会いと空き家購入

- ・群馬県片品村にて、空き家マッチング制度を利用し物件を取得。
- ・自らDIYでリフォームを行い、自然豊かな環境での生活を開始。
- ・スキー、キャンプ、トレッキングなど、四季折々の自然を満喫する中で、地域資源の魅力を実感。

■ 地域課題への気づき

過疎化による空き家の増加、耕作放棄地の拡大など、地域が抱える課題を現地で体感。

地元住民との交流を通じて、地域の活力低下や後継者不足の現状を知る。

■ 都市部の子どもたちの体験格差に衝撃

都市部の子どもたちの多くが、スキーやキャンプなどの自然体験を未経験であることを知る。

自然体験の欠如が、子どもたちの健全な成長や感性の育成に影響を与えていたことに問題意識を持つ。

■ 解決策の模索と構想の具体化

都市部の子どもたちに自然体験の機会を提供し、体験格差を解消する仕組みを構想。

同時に、空き家や耕作放棄地を有効活用することで、地域の再生と活性化を図るモデルを検討。

環境保全活動や地域資源の再生を通じて、持続可能な社会の実現を目指す方向性を明確化。

■ NPO法人設立の決意

個人の活動では限界があると感じ、継続的かつ社会的なインパクトを生む為に法人化を決意。多様なステークホルダー（自治体、教育機関、地域住民、企業）と連携し、広域的な展開を目指す。「未利用資産を有効活用し、都市と地方、子どもと自然をつなぐ」ことを理念に、特定非営利活動法人の設立準備を開始。

令和 7 年 9 月 1 日

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 ふるさとづくり

設立(代表)者

住所又は居所 [REDACTED]

氏名 飯塚 稔

(様式例8)

令和7年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 ふるさとづくり

1 事業実施の方針

空家を再生させ美観を整える事により、地域の通行等の環境改善、治安維持また、将来に子供の健全育成を図る体験事業に供する施設として有効利用する為の活動を実施

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定期時	実施予定場所	従事者の予定期数	受益対象者の範囲及び予定期数
里山、河川の環境保全事業	雑草の除草	10月20日	片品村鎌田地区	2人/回	片品村鎌田地区住民200人
里山、河川の環境保全事業	雪掻き	1月20日	片品村鎌田地区	2人/回	片品村鎌田地区住民200人
耕作放棄地、空家再生事業	空家の片付け	10月20日	片品村鎌田地区	3人/回	片品村鎌田地区住民200人
耕作放棄地、空家再生事業	空家の片付け	11月20日	片品村鎌田地区	3人/回	片品村鎌田地区住民200人
耕作放棄地、空家再生事業	外壁補修	2月20日	片品村鎌田地区	3人/回	片品村鎌田地区住民200人

(様式例8)

令和8年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 ふるさとづくり

1 事業実施の方針

空家を再生させ美觀を整える事により、地域の通行等の環境改善、治安維持また、子供の健全育成を図る体験事業に供する施設として将来利用する為の活動を実施。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定期日時	実施予定場所	従事者の予定期人数	受益対象者の範囲及び予定期人数
里山、河川の環境保全事業	雑草の除草	4月20日	片品村鎌田地区	2人	片品村鎌田地区住人200人
里山、河川の環境保全事業	雑草の除草	5月20日	片品村鎌田地区	2人	片品村鎌田地区住人200人
里山、河川の環境保全事業	河川のゴミ拾い	8月20日	片品村鎌田地区	5人	片品村鎌田地区住人200人
里山、河川の環境保全事業	雪掻き	1月20日	片品村鎌田地区	2人	片品村鎌田地区住人200人
里山、河川の環境保全事業	雪掻き	2月20日	片品村鎌田地区	2人	片品村鎌田地区住人200人
空家再生事業	内外装工事	4月20日	片品村鎌田地区	3人	片品村鎌田地区住人200人
空家再生事業	内外装工事	6月20日	片品村鎌田地区	3人	片品村鎌田地区住人200人
空家再生事業	内外装工事	7月20日	片品村鎌田地区	3人	片品村鎌田地区住人200人

空家再生事業	内外装工事	9月20日	片品村鎌田地区	3人	片品村鎌田地区住人200人
空家再生事業	内外装工事	10月20日	片品村鎌田地区	3人	片品村鎌田地区住人200人
空家再生事業	内外装工事	11月20日	片品村鎌田地区	3人	片品村鎌田地区住人200人

令和7年度 活動予算書
 法人成立の日から令和8年3月31日まで
特定非営利活動法人 ふるさとづくり
 (単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	30000	30000
賛助会員受取会費	0	0
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
施設等受入評価益	0	0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
5. その他収益		
受取利息	0	0
雑収益	0	0
経常収益計	30000	30000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	0
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	10000	10000
旅費交通費	0	0
施設等評価費用	0	0
減価償却費	0	0
支払利息	0	0
その他経費計	10000	10000
事業費計	10000	10000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	0
給料手当	0	0
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	0	0
旅費交通費	0	0
減価償却費	0	0
支払利息	0	0
光熱費	5000	5000
その他経費計	5000	5000
管理費計	0	0
経常費用計	15000	15000
当期経常増減額	15000	15000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	0
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	0
経常外費用計	0	0
当期正味財産増減額	15000	15000
設立時正味財産額	0	0
次期繰越正味財産額		15000

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 ふるさとづくり
(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	30000	30000
賛助会員受取会費	40000	40000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
施設等受入評価益	0	0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4. その他収益		
受取利息	0	0
雑収益	0	0
経常収益計	70000	70000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	0
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	30000	30000
旅費交通費	0	0
施設等評価費用	0	0
減価償却費	0	0
支払利息	0	0
その他経費計	30000	30000
事業費計	30000	30000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	0
給料手当	0	0
法定福利費	0	0
退職給付費用	0	0
福利厚生費	0	0
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	5000	5000
旅費交通費	0	0
減価償却費	0	0
支払利息	0	0
光熱費	10000	10000
その他経費計	15000	15000
管理費計	15000	15000
経常費用計	45000	45000
当期経常増減額	25000	25000
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		
経常外費用計	0	0
当期正味財産増減額	25000	25000
前期繰越正味財産額		15000
次期繰越正味財産額		40000